

重大な違反対象物の

「公表制度」

運用開始
▶ 2020年
4月1日～
石橋消防

について

《違反対象物公表制度》

石橋地区消防組合管轄内（下野市・壬生町・上三川町）の建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を石橋地区消防組合のホームページに公表する制度です。

— 公表の対象になる建物は？ —



飲食店

物品販売

飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。



ホテル

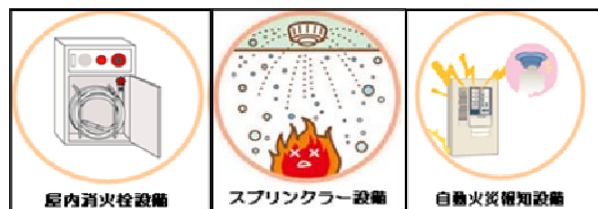


病院

福祉施設

— 公表の対象となる違反内容 —

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備



上記の設備が未設置のもの。

— 公表の方法 —

石橋地区消防組合のホームページに掲載します。

URL : <http://www.119-ifd.or.jp/>

石橋地区消防組合

検索

